

公 募 公 告

下記のとおり公告に付します。

令和8年1月26日

高知県警察本部長
岩田 康弘

記

1 公募に付する事項

本業務は、仮運転免許試験補助業務及び仮運転免許証作成、交付業務委託の募集であり、現在の契約者以外に「2 公募に参加する者に必要な資格等に関する事項」の要件を満たし、本業務の実施を希望する者に対して、参加意思確認書の提出を求めるものである。

なお、応募要件を満たす申込者があった場合は、随意契約による契約手続を行うことを予定している。

業 務 名	期 間	備考
仮運転免許試験補助業務及び仮運転免許証作成、交付業務委託	令和8年4月1日 ） 令和9年3月31日	

2 公募に参加する者に必要な資格等に関する事項

- 別添1「令和8年度取得時講習等の委託に関する高知県公安委員会認定審査について」（以下「認定審査」という。）に掲げる次の基準を満たした者であること。
 - 認定審査第2の「2 仮運転免許証関係業務」に規定する免許関係事務を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すると公安委員会が認める法人
 - 認定審査第3「公安委員会の認定要件」の1から4までの要件を満たしていること。
- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 高知県から、物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）等に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
- 高知県から、「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を、競争入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと又は同規程第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者に該当しないこと。
- 契約を完全に履行する体制及び能力を備えている者であること。
- 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

3 公募に参加するために必要な高知県公安委員会の認定審査

令和8年度に実施予定の仮運転免許証試験補助業務及び仮運転免許証作成、交付業務に係る公募に参加を希望する者は、事前に「高知県公安委員会の認定」を受ける必要がある。

(1) 日程

- 認定書類交付：令和8年1月26日（月）～同年2月12日（木）（18日間）
- 認定審査受付：令和8年2月2日（月）～同年2月12日（木）（11日間）
- 認定審査：令和8年2月13日（金）～同年2月18日（水）（6日間）

(2) 申請書類、提出要領等

認定を受けるために必要な書類の入手方法、認定申請するための書類の提出方法については、別添1「令和8年度取得時講習等の委託に関する高知県公安委員会認定審査について」の第5「申請手続」に記載のとおり。

4 公募手続等の問い合わせ先、参加意思確認書の提出期限等

(1) 担当部局

ア 業務の認定基準に関する事項

〒781-2120 吾川郡いの町枝川200
高知県警察本部交通部運転免許センター 試験係
電話番号 088-893-1221 内線351

イ その他の事項

〒780-8544 高知市丸ノ内2丁目4-30
高知県警察本部会計課 用度係
電話番号 088-826-0110 内線2252

(2) 参加意思確認書の提出期限及び場所

別添2「参加意思確認書」により、令和8年2月27日（金）午後5時までに、上記(1)のイまで提出すること。

(3) 公募参加者は、高知県警察本部担当者が求める説明及び文書の提出に、速やかに対応すること。

5 参加意思確認書等の無効

本公告に示した公募に参加する者に必要な資格がない者の参加意思確認書等は、無効とする。

6 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 関連情報を入手するための照会窓口

上記4(1)に同じ。

(3) 令和8年度高知県一般会計当初予算が議決されなかった場合は、募集を中止することとし、公募参加者には別途通知する。

なお、募集中止によって発生した公募参加者の費用について、県は負担しない。

(4) 資格等に関する書類は、返還しない。